

2. 一般社団法人日本歯科医療管理学会 定款施行規則

平成30年5月1日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は一般社団法人日本歯科医療管理学会(以下「本会」という。)定款第2条の目的を達成するため、定款を運用するために必要な事項を規定し、円滑な学会運営を推進することを目的とする。

第2章 正会員

(入会手続)

第2条 定款第7条に基づき、本会に入会するものは、入会申込書に必要な事項を記入の上、入会金及び当年度の年会費を添えて本会事務局に申し込まなければならない。

(入会日)

第3条 入会日は入会申込書と入会金及び当年度の年会費の納入が完了した日とする。入会手続完了後本人に通知し、理事会の承認を得なければならない。

(正会員の権利)

第4条 正会員には次の権利がある。

- (1) 本会の学術大会において研究成果を発表し、報告を行うこと。
- (2) 本会の発行する学会機関誌 日本歯科医療管理学会雑誌に投稿すること。
- (3) 本会の定時総会議事及び議決した事項について、会告等にて通知を受けること。
- (4) 本会の発行する学会機関誌 日本歯科医療管理学会雑誌の配布を受けること。
- (5) 本学会ウェブサイトの会員サイトを閲覧すること。

(学会誌等の配布)

第5条 当該年度の会費を納めた正会員は、その年度の5月から翌年4月に至るまでの本会機関誌の配布を受ける。

2. 新たに正会員となったものには、入会手続完了後から機関誌等を配布する。
3. 次条に定める納入期限までに会費の納入がないときは、学会機関誌等の配布は停止される。

(会費納入期限)

第6条 会費は、当該年度の4月30日までに納めなければならない。

(滞納会費の受け入れ)

第7条 滞納会費の納入があったときは、滞納の発生順に充当するものとする。ただし、正会員資格喪失後、年会費の納入があった場合は再入会とし、当該年度の会費として受け入れる。

2. 滞納により停止された期間の機関誌等の配布は受けられない。

第3章 団体会員

(団体会員)

第8条 団体会員は歯科医師会医療管理関連部門や地域連携に必要な医療関連組織等の団体での入会希望者とし、各団体から3名まで登録できる。団体会員として登録した者は、第4条各号に定める正会員の権利と同等の権利を有する。

2. 前項の団体会員の登録者の中から各団体は代表者1名を選任する。なお、団体会員としての登録者は当該団体の変更届により適時変更できる。

(規則の準用)

第9条 第2条(入会手続)、第3条(入会日)、第6条(会費納入期限)、第7条(滞納会費の受け入れ)については団体会員に準用する。

(団体会員の権利)

第10条 団体会員には次の権利がある。

- (1) 団体会員登録者が本会の学術大会において研究成果を発表し、報告を行うこと。発表者が3名を超える場

合には、4名からは学術大会の当日会費のみを納入する。

(2) 団体会員登録者が本会の発行する学会機関誌 日本歯科医療管理学会雑誌に投稿すること。著者が3名を超える場合には、4名からは本会雑誌投稿規定に従う。

(3) 団体会員登録者が本会の定時総会議事及び議決した事項について、会告等にて通知を受けること。

(4) 団体会員登録者のうち代表者が本会の発行する学会機関誌 日本歯科医療管理学会雑誌の配布を受けること。

(5) 団体会員登録者が本会ウェブサイトの会員サイトを閲覧すること。

(学会誌等の配布)

第11条 当該年度の会費を納めた団体会員の代表者は、その年度の5月から翌年4月に至るまでの本会機関誌の配布を受ける。

2. 新たに団体会員となったものには、入会手続完了後から学会機関誌等を配布する。

3. 会費納入期限までに会費の納入がないときは、学会機関誌等の配布は停止される。

第4章 維持会員・賛助会員

(規則の準用)

第12条 第2条(入会手続)、第3条(入会日)、第5条(学会誌等の配布)、第6条(会費納入期限)及び第7条(滞納会費の受け入れ)については維持会員・賛助会員に準用する。

(維持会員・賛助会員の権利)

第13条 維持会員・賛助会員には次の権利がある。

(1) 本会の発行する学会機関誌 日本歯科医療管理学会雑誌の配布を受けること。

(2) 本会の定時総会議事及び議決した事項について、会告等にて通知を受けること。

(3) 本学会ウェブサイトの会員サイトを閲覧すること。

第5章 名誉会員

(名誉会員)

第14条 名誉会員は、前年度末(4月30日)の時点で、会員歴が継続20年以上(法人化前の日本歯科医療管理学会の期間を含む)であり、かつ満75歳以上である正会員の中から理事会が推薦し、総会の承認を得て決定する。

2. 前項に規定する推薦の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 本会の役員及び代議員の経験を有する者または法人化前の本会の役員歴などこれに準じる経験を有する者

(2) 通算5期以上の地域関連団体役員の経験を有する者で地域関連団体の長から推薦された者または法人化前の支部役員歴などこれに準じる経験を有する者で地域関連団体の長から推薦された者

(3) その他、本会の目的達成に著しい貢献があった者

3. 第1項および第2項の規定にかかわらず、70歳以上の者で、本会活動に多大な貢献や功績があり、理事会が特に必要と認めたる者を総会に推薦し、総会の承認を得て決定することができる。

4. 名誉会員に決定した者は、次年度以降の会費納入を免除する。

第6章 会費

(入会金)

第15条 本会の入会金は、次のとおりとする。

(1)正会員 3,000円

(2)団体会員 6,000円

(3)維持会員 3,000円

(4)賛助会員 3,000円

(年会費)

第16条 本会の年会費は、次のとおりとする。

(1)正会員 12,000円(歯科医師以外の正会員は10,000円とする。)

(2)団体会員 24,000円

(3)維持会員 一口 50,000円

(4)賛助会員 一口 30,000円

第7章 役員及び代議員

(理事の選出)

第17条 理事の選出方法は、別に定める理事選出規則に従うものとする。

(理事長候補者の選出)

第18条 理事長候補者の選出は、別に定める理事長候補者選出規則に従うものとする。

(監事の選出)

第19条 監事の選出は別に定める監事選出規則に従うものとする。

(代議員の選出)

第20条 代議員の選出方法は別に定める代議員選出規則に従うものとする。

(役員及び代議員の定年)

第21条 役員及び代議員が満75歳に達した場合は、任期終了後、その資格を失う。

第8章 委員会

(委員会の設置)

第22条 本会は、会務処理を円滑に行うために各種委員会を設置し、理事長から指名された理事が担当する。

- (1) 編集委員会
- (2) 学術・教育委員会
- (3) 認定医制度委員会
- (4) 認定医資格認定審査会
- (5) 医療情報委員会
- (6) 医療保険・地域医療検討委員会
- (7) 諸規則等運用委員会
- (8) 広報委員会
- (9) 倫理審査委員会
- (10) 利益相反委員会

(委員会の構成)

第23条 第22条に定める委員会は、委員長1名および委員若干名で組織する。各委員会規則がある場合にはこの限りではない。

2. 委員長は理事長が理事の中から指名し、理事会の決議を経て選任する。

3. 必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

4. 副委員長、委員は委員長が指名し、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

5. 幹事は必要に応じて1名以上を置くことができる。

第9章 学術大会

(学術大会)

第24条 学術大会は原則として毎年1回、6月～7月に開催する。開催地及び開催時期は理事会において承認を得る。

第10章 地域関連団体(協力学会)

(地域関連団体)

第25条 定款第2条第7号に規定する関連団体は次の協力学会とする

2. 協力学会は北海道歯科医療管理学会、みちのく歯科医療管理学会、関東甲信越歯科医療管理学会、東海歯科医療管理学会、近畿北陸歯科医療管理学会、中国地域歯科医療管理学会、四国歯科医療管理学会、九州歯科医療管理学会の地域関連団体とする。

3. 一般社団法人日本歯科医療管理学会へ入会した者は、登録の住所によって、別表に則り地域関連団体に

所属する。

(地域関連団体助成金)

第 26 条 地域関連団体運営費を助成することができる。

2. 会議のための会場費、連絡費等の運営費の助成は、15万円＋前年度末会員数×300円で算出される額を上限とし、領収書を添えて本会に申請をする。

第11章 補則

第 27 条 本規則に定めるもののほかこの法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第12章 定款施行規則の改廃

第 28 条 本規則は、理事会および総会の決議を経なければ改正または廃止することはできない。

別表

地域関連団体名	都道府県名
北海道歯科医療管理学会	北海道
みちのく歯科医療管理学会	青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県
関東甲信越歯科医療管理学会	茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
東海歯科医療管理学会	静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、
近畿北陸歯科医療管理学会	石川県、富山県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地域歯科医療管理学会	岡山県、鳥取県、広島県、島根県、山口県
四国歯科医療管理学会	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州歯科医療管理学会	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(附則)

1. 本規則は、平成30年7月20日に制定し、平成30年5月1日に遡って施行する。

2. 附則1にかかわらず、第16条第(1)号に示す正会員および第16条第(2)号に示す正会員の年会費の額は、平成31年5月1日から適用する。

3. 本規則は、令和3年7月16日一部改正する。

4. 本規則は、令和6年7月12日一部改正する。